



## 地域支援体制加算を算定している薬局について (プレアボイド事例の把握・収集に関する取組に関して)

平成30年度調剤報酬改定において新設された「地域支援体制加算」の算定要件の一つとして、薬局機能情報提供制度における「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」を有し、取組実績があることとされています。(平成31年3月31日までの経過措置)

経過措置が終了する際、九州厚生局への施設基準の届出様式87の3の19「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」について、薬局機能情報提供制度における当該保険薬局に係る掲載内容の写し及び取組実績があることが確認できる資料の写しの提出が求められると思われまます。経過措置終了後も継続して「地域支援体制加算」の算定を行う場合は、以下の事項に留意して下さい。

### 取組実績の報告について

- ① 平成30年12月31日までに薬局医療安全対策推進事業における日本医療機能評価機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の参加薬局として登録し、疑義照会により処方変更等が行われた結果、「患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例(ヒヤリ・ハット事例(疑義照会)≡プレアボイド事例)」を報告。
- ② 薬局機能情報提供制度の実施要領が平成31年1月1日に改正されるに伴い、福岡県薬局機能情報提供制度へ、前年1年間(1月1日～12月31日)のプレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無について、平成31年3月31日までに報告。(報告手順に関する詳細は、福岡県のホームページにて確認：平成30年10月現在未設置)
- ③ 福岡県薬局機能情報提供制度への報告については、前年の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への事例報告実績が条件の為、平成30年12月31日までに1件以上の報告が必要。

### <参考>

日本医療機能評価機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への登録および事例の報告に関しては、「保険薬剤師必読ハンドブック2018」P.83～98を参照。